

博士学位論文審査における剽窃チェックソフトの使用義務付けに伴う
システム情報科学府の運用について

令和6年5月10日システム情報科学府教務委員会議決

1. 経緯

令和6年1月11日付総長裁定において、令和6年4月1日以降に提出される学位論文から剽窃チェックソフトの使用が義務化されることとなり、剽窃チェックソフトの使用のタイミングや使用者等の運用に関しては、各学府において定めることとなった。

2. 運用

(1) 使用時期について

剽窃チェックソフトの使用時期は、予備調査委員会後に行う「論文説明会」開催前までを基本とする。

(2) 使用者について

剽窃チェックソフトの使用者は、論文調査委員会の主査・副査のいずれかとする。なお、上記(1)に記載のとおり、剽窃チェックソフトの使用時期を学位論文提出前の「論文説明会」開催前としていることから、使用者となる論文調査委員会の主査・副査は、あくまで見込みの者となる。

(3) 結果報告について

剽窃チェックソフトの使用結果の報告は、「学位論文の提出について（別紙様式）」により行うこととする。また、剽窃チェックソフトを使用した際のレポートは、その内容をPDF化した電子データを学位論文提出時に提出することとする。

(4) 剽窃の判断及び判断基準について

剽窃か否かの判断基準は、全学的な規定がなされていないことから、システム情報科学府においても規定しないこととする。

なお、論文調査委員会の主査・副査は、学位論文の提出時までには、提出する学位論文が剽窃に該当しないことを確認することとする。

また、論文調査委員会の主査・副査による確認の際に、剽窃の疑義が生じた場合には、その内容を工学部等事務部教務課教務係まで報告することとする。